

第1号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 石橋 英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

よろしくお願ひいたします

新しい年度です。新型コロナウイルス感染症防止対応で、たいへんな事態に直面しながらのスタートとなりました。子どもたちのいのちと安全を守り、生活と学習を支え励まそうと尽力される管内・域内のすべての学校関係者皆様に深く感謝し、敬意をお伝えいたします。

この春、檜山の地に着任された皆様、ようこそお越しくださいました。心より歓迎いたします。また、檜山の地で引き続き勤務される皆様、今年度もよろしくお願ひいたします。檜山教職員組合は、管内および旧熊石町(05年に渡島管内八雲町と合併)域内の教職員でつくる職員団体です。「どの子ども人間として大切にされる成長・発達が保障される学校」「保護者や地域住民、教職員の願ひを重ね、地域に根ざした教育の創造」「教職員が力を合わせて仕事ができる働きやすい職場」などをめざして活動しています。



檜山教育・子育てフォーラム2008江差集会より

願ひ掲げ子どもたちのために共に

産業が困難に見舞われ、人口の減少に歯止めがかかりません。年を追うごとに児童生徒も学校も少なくなっています。しかし、生まれ育った地に愛着を寄せ、ふるさとを心に刻みながら、子どもたちは日々の生活を過ごしています。大人たちもまた、子どもたちの育ちに未来を託し、様々な思いを紡ぎながら懸命に生きています。私たち教職員も、その一員でありたいと願わずにいられません。

子どもの安全と利益を最優先にし、実態を踏まえた自治体や学校の主体的な判断を尊重することなどを国や地方教育委員会に求めています。教職員としての専門性を高める努力も欠かせません。そこで私たちは、教育研究の場を積極的に設け、自らが学び合う取り組みをすすめています。教育実践や子どもたちのこと、父母や地域のこと、学校や職場のことなど、悩みや困難も含め語り合ってつ

ながることを大切にしています。「教育」は「共育」とも言われます。教職員や関係者が共に手を携えていく姿そのものが子どもを育みます。そして子どもたちは地域の中で育ちます。子育てと教育の現場を取りまく環境は厳しいものがありますが、願ひに根ざした共同が道を拓いていきます。共に力を寄せ合っていくことを心より訴えます。

(裏面に関連記事)

実態踏まえ現場判断の尊重を

道教委に要請

新型コロナ対応

2月27日から続いた臨時休校が解かれ、新年度が始まるうとしています。なお憂慮すべき事態の中、感染防止に加え、臨時休校に伴う未指導の学習内容についての補充を含めた教育活動が求められることとなりました。学校と子どもへのしわ寄せにならないよう、必要な条件整備と対応が急がれます。その際、専門家の知見と地域の



実態を踏まえながら、可能な限り自治体や学校の判断が尊重されなければなりません。危急の時だからこそ直接子どもに関わる現場の願ひや力を結集することが大事になります。全北海道教職員組合(道教組)と北海道高等学校教職員組合連合会(道高教組)は3月19日、学校再開を見通した対応について、北海道教育委員会(道教委)に要請書を提出しました(下表)。その後、24日に文科省、27日に道教委からそれぞれ学校再開についての「通知」が出されましたが、より踏み込んだ対策が望まれます。消毒材の不足を危惧する声も聞かれます。現場に即した具体的な手立てが尽くされる余地があります。要望などがありましたら、お寄せください。行政に反映するとりくみをすすめます。

主な要請事項

1. 感染症対策について、専門家の知見を得ながら、地域の実態を踏まえ、児童生徒のいのちと健康を守る対応を優先し、全庁あげた対策を。
2. 正確な情報や科学的知見にもとづく学校再開の基準を示し、自治体・学校の判断を尊重し、今後の学校に展望がもてるように。
3. 入学式の対応については、学校での準備に支障がないよう、様々な想定される状況への対応策もあわせて示すこと。
4. 休校に伴う児童生徒の学習保障にあたっては、学校・教員に裁量を委ね、機械的な授業時数増を押し付けることなく、個々の実情に応じた無理のない計画で、授業の遅れを取り戻せるようにすること。
5. 休校が長期化した北海道の実情を踏まえ、児童生徒のケアなどの対応を優先し、「全国学力・学習状況調査」は、道教委として不参加の判断を。
6. 災害事故休暇等の休暇の取扱いについて継続すること。
7. 感染拡大防止の観点から、教職員の勤務について実態に合わせ柔軟に判断できるようにすること。妊娠中の教職員やリスクのある持病を抱えた教職員等について、特別休暇や在宅勤務を可能とするなどの対策を。
8. 臨時・非常勤職員について、新年度も、身分・賃金を保障すること。



うれしいとき、かなしいときにあなたを応援します。

総合共済

月々
600円

さらに退職時には
掛金が全額戻ります!

- 結婚祝金に10,000円 ●出産祝金で5,000円
- 災害見舞金に10万円(全壊)など 他にもいろいろ

みんなで確かめ合いながら 学校づくり 職場づくり



『フレスコ』2014年4月号表紙

臨時休校を越えての新しい仲間や友だちとの対面、学校は活気に包まれていることでしょう。一つひとつの出会いが新たな希望を紡ぐ芽となって、それぞれの心のなかに宿されていることでしょうか。そうした子どもたちの成長に期待を寄せ合い、年度の方針や計画について真剣な議論が交わされていることでしょうか。

「子どもの権利条約」は、子どもに関するすべての活動で、子どもの「最善の利益」が第一義的に考慮されなければならないことを説きます。当然にも、学校は、子どもの最善の利益を確保しながら教育活動を編み出していかねばなりません。しかし、現実的には、子どもや学校を取り巻く環境は、様々な課題を抱え、多岐にわたる困難も横たわっています。

その一つとして、今日取り沙汰されているのが教職員の働き方です。「子どもとしっかり向き合うゆとりがない」「心身の疲労がたまり解消されない」「家族と過

子ども

と教育と働き方と 議論を大事にしたい

「す時間も無い」などといった声が聞かれます。学校での働き方が社会問題化し、国も対応策を打ち出しましたが、肝心の定員増は見送られ、も

己努力での「改善」を迫るものです。それでも学校現場は、子どもの「最善の利益」を第一に掲げ、教育活動に勤めます。そうした多くの教職員の、使命感

と良心への自覚が学校を機能させる原動力となっています。それだけに、子どもの教育と教職員の働き方は不離一体であり、統一して議論される必要があります。

また、どのような教育活動が展開されるべきかという議論も、子どもの「最善の利益」の確保という視点に裏打ちされた教職員のたまたまの願いと切り離せません。

多忙を解消する抜本的な施策を求めながらも、今ある制度を活用し、学校づくりと職場づくりに生かしていくことが大切です。「勤務時間割振り変更」についても、職場の合意を基礎に積極的に運用される必要があります。中学校においては、子どもの健全な成長発達と教職員の過重勤務解消の観点から、部活動の在り方に関する「方針」が国や道教委から提示されています。それを受けて、現場での取り組みが進められています。

勤務時間割振り変更の対象業務と運用

対象業務	業務の概要
①修学旅行の引率業務	宿泊研修及び見学旅行において、生徒を引率する業務
②文化祭(学校祭)等の業務	文化祭(学校祭・学芸会)、音楽祭(合唱祭)又は学習発表会の実施日に行う業務
③体育祭(運動会)等の業務	体育祭(運動会)、球技大会又は競技会の実施日に行う業務
④文化祭・体育祭等の事前準備業務	「文化祭等」や「体育祭等」の実施日前2週間以内において、練習や準備の指導、監督業務のほか、会場設営や準備などの業務で、あらかじめ予定して行う業務
⑤登校時の通学指導業務	児童生徒の登校時の安全指導・安全管理のため、公務として従事する街頭での指導業務
⑥校区内巡視業務	地域の祭典等における生徒の安全指導・安全管理のため、公務として従事する校区内での巡視業務
⑦現場実習の引率業務	特別支援学校の現場実習において、生徒を引率する業務
⑧家庭訪問の業務	各家庭を訪問して保護者や児童生徒と面談を実施する業務のうち、あらかじめ予定して行う業務
⑨教育相談の業務	保護者や児童生徒と面会して児童生徒への指導について相談する業務のうち、あらかじめ予定して行う業務
⑩入学者選抜の業務	学力検査及び面接等選考の実施日の業務、その前日の準備業務、調査書点検等の入学者選抜の業務、採点業務及び合否判定業務
⑪保護者等を対象とした説明会等の業務	学校説明会や進路説明会、PTA業務など、保護者や地域住民等の職員以外の学校関係者を対象とした説明会や懇談会等のうち、公務として行う業務
⑫児童生徒の引率業務	部活動のほか地域行事参加、職場体験、大学や専門学校の説明会における引率業務など
⑬儀式的行事の業務及びその事前準備業務	入学式、卒業式、周年行事、開閉校式典や、その事前準備業務など
⑭対外運動競技等の当番校業務及び事前準備業務	「人事委員会が定める対外運動競技等」で、学校の教育活動として行われるもの * 人事委が定める「学校体育団体若しくは教育研究団体」が主催するものとなっており、中体連や吹奏楽コンクールなどが該当します。町内陸上大会での運用は厳しく、今後の課題となります。

運用をめぐる留意点 ●担当職員への通知は、原則、割振りを定めた4週の期間の初日から起算して7日前まで。
●「特別な事情」の場合は前日までの通知も可となります。「特別な事情」とは、学校と職員以外の学校関係者との間での日程調整が困難な場合など(校内調整の都合ではなく、校外関係者との調整での都合)。

時間外在校等時間上限「指針」より	
在校等時間とは	
①在校時間 + ②校外活動時間	
- ③休憩時間 - ④自己研鑽時間(業務外)	
①出勤から退校までの在校時間②学校以外で仕事をしている時間③実際に休憩した時間④学校の仕事をしているとはいえない時間	
時間外在校等時間の上限	
■1か月の時間外在校等時間	45時間以内
■1年間の時間外在校等時間	360時間以内
■児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合	
・1か月の時間外在校等時間	100時間未満
・1年間の時間外在校等時間	720時間以内
・1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数	6か月まで
・連続する2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のそれぞれの期間について、1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間	80時間

この4月から「教育職員の健康及び福祉の確保を図る」として時間外勤務の上限を定めた「指針」が実施されます(別表)。条件が整わない中での運用に、

「こんな学校と教育をめざしたい」

檜山教職員組合

- *どの子ども人間として大切にされ、その発達・成長が保障される教育と学校
- *子どもに寄せる父母・保護者の願いや地域住民の期待に応える教育と学校
- *子どもの教育に携わる教職員の専門性を高め、教育活動に専念できる学校
- *校長を中心とした全教職員の協力と共同が生かされる学校
- *子どもが安心して学べる条件と教職員が働きやすい環境の改善を期す学校

現場の戸惑いや不安も尽きません。職場での合意が大切にされなければなりません。「子どもと教育と働き方と」その議論がしっかりと保障されるよう、教職員組合としても関係当事者との話し合いを積極的に求めていきます。コロナ禍で子どもの安全第一の学校運営がいつそう大事になります。現場の苦労も増します。直面する困難打開を見据え、子どもの成長を支えるやりがいのある教育と学校をともにめざします。